

保護者の皆様

長久手市立北小学校長 勝谷 晋也

「厳重警戒」での感染防止対策に伴う教育活動の変更について(ガイドライン)(R4.3.24)

保護者の皆様方には、日頃の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染拡大防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

この度、愛知県では、「まん延防止等重点措置」が解除されることとなりましたが、「厳重警戒」における感染防止対策を実施することとなりました。解除後も、引き続き感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を継続していくことが必要な状況です。本校におきましては、長久手市教育委員会による『「厳重警戒」での感染防止対策に伴う教育活動ガイドラインについて』に基づき、下記のとおり対応いたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(下線が今回の変更点です。)

## 記

### 1 臨時休業等について

学校の感染状況に応じて臨時休業、学年・学級閉鎖の実施を迅速かつ適切に判断します。判断基準は、以下の通りです。期間については、土日祝日を含めた3日程度を目安とします。なお、下記の基準を満たさないなど、校内で陽性者が判明しても臨時休業等は実施しない場合もあります。

#### 【学級閉鎖】

- 直近3日間で以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。
  - ① 感染者が3名以上判明した場合
  - ② 感染者、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」(いわゆる「濃厚接触者」)及び未診断の風邪等の症状を有する者が、合わせて学級の15%以上いる場合
  - ③ その他、設置者で必要と判断した場合

#### 【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

#### 【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

### 2 感染症対策について

教育活動(学習、給食、清掃等)における感染症対策は、愛知県教育委員会や長久手市教育委員会からの通知および「新型コロナウイルス感染症に関する本校の対応について(北小ガイドライン R3.4.7版)」に記載した対策を徹底し、感染防止に努めます。

学習活動については、感染症対策を適切に実施して行います。ただし、感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動の実施は、地域の感染状況に応じて慎重に再開を検討していきます。

### 3 学校行事について

感染症予防の3つの条件(①密閉 ②密接 ③密集)が重ならないように工夫します。場合によっては、縮小したり、延期したり、実施を見合わせたりします。

校外学習等の校外行事は、行き先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で、慎重に判断します。

行事の変更等はその都度、文書又はメール配信でお知らせします。

#### 4 部活動について

- (1) 部活動は、感染防止対策を徹底した上で実施します。
- (2) 練習試合を含めて対外試合は、実施周辺地域の感染状況に応じて、部活時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施します。
- (3) 今後の活動の詳細については部活動ごとにお知らせします。

#### 5 児童の健康状態の把握等について

- (1) 同居のご家族等も含めて毎日の検温、健康状態の確認をし、児童生徒に発熱や倦怠感、喉の違和感などのかぜ症状がある場合は、登校させないでください。ただし、軽微な症状がある場合の登校は、地域の感染状況や花粉症など、個別の状況に応じて適切に判断してください。
- (2) 同居のご家族等に同様の症状がある場合も、地域の感染状況に応じて、登校を控えてください。
- (3) 本人及び同居のご家族がかぜ等の症状によりPCR検査等を受ける場合や検査結果が判明した場合は、学校に連絡をお願いします。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関して、登校や学校生活を送ることに不安がある場合は、学校にご相談ください。
- (5) 上記の新型コロナウイルス感染症に関する欠席やワクチン接種に関する欠席等については、すべて出席停止となります。学校への連絡は連絡帳ではなく、電話で結構です。平日朝に限り、Webでの欠席等連絡フォームをご利用いただけます。  
春休みなどの長期休業中は電話で連絡をお願いします。

#### 6 その他

- (1) ご家庭におきましても、家族を含めた毎日の健康観察を実施し、検温の実施、手洗い、うがいの励行など、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けてご協力をお願いします。
- (2) 今後、地域の感染レベルに変更があり、教育活動に大きな影響が生じることになった場合は、再度ガイドラインを配付します。
- (3) 新型コロナウイルス感染者が判明したときのメール配信については、本校で臨時休業等を実施する場合に送信します。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関して、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等が行われることを心配します。誰もが感染する可能性があるものであり、感染者や濃厚接触者となった方への人権尊重、個人情報保護にくれぐれもご理解とご配慮をお願いします。
- (5) 長久手市教育委員会『「まん延防止等重点措置」に伴う教育活動ガイドラインの変更について』および「新型コロナウイルス感染症に関する本校の対応について(北小ガイドライン R3.4.7版)」については本校ホームページからご覧いただけます。

連絡先 (平日) 長久手市立北小学校 (0561-62-9292)

(土日祝・夜間) 長久手市教育委員会教育総務課(0561-56-0626)